

各務原市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定等に係る事務処理要綱

(平成29年6月30日決裁)

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等（第4条—第18条）

第3章 建築物のエネルギー消費性能に係る認定等（第19条—第25条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、法第35条第1項の規定による認定、法第41条第2項の規定による認定等に係る事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（技術的審査）

第3条 法第34条第1項、第36条第1項又は第41条第1項の規定による認定の申請をしようとする者は、当該申請を行う前に、法第35条第1項各号に規定する基準又は建築物エネルギー消費性能基準（法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下同じ。）に適合するかどうかについて、次に掲げる機関の技術的審査を受けることができる。

（1）法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関

（2）住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合にあっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関を兼ねているものに限る。）

2 前項各号に掲げる機関は、技術的審査の結果、法第34条第1項又は第36条第1項の規定による認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画（法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。）にあ

っては当該建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に規定する基準に適合すると認められた場合に、法第41条第1項の規定による認定の申請に係る建築物にあつては建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認められた場合に、適合していることを証する書類（以下「適合証」という。）を申請者に交付するものとする。

## 第2章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

（基準適合が確認できる書類）

第4条 法第34条第1項又は第36条第1項の規定による認定の申請のあつた建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項第1号及び第4号に規定する基準に適合していることについて確認できる書類は、次に掲げるものとする。

- （1）前条第1項各号に掲げる機関が交付する適合証
- （2）住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（次条において「設計住宅性能評価書」という。）であつて、日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の5の項に規定する断熱等性能等級が4であり、かつ、同項に規定する一次エネルギー消費量等級が5であるもの。ただし、法の施行の際現に存する建築物の住宅部分にあつては、日本住宅性能表示基準別表1の5の項に規定する一次エネルギー消費量等級が4又は5である場合に適合していることを確認できるものとする。
- （3）一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書

（市長が必要と認める図書）

第5条 省令第23条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- （1）適合証により審査を受ける場合にあつては、その適合証又はその写し
- （2）設計住宅性能評価書により審査を受ける場合にあつては、その写し
- （3）前条第3号の評価書により審査を受ける場合にあつては、その写し

（計画通知取扱申請書等）

第6条 法第34条第1項又は第36条第1項の規定による認定の申請をする者が、当該申請とともに、法第35条第2項（法第36条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出

る場合は、計画通知取扱申請書（様式第1号）に次に掲げる書類等を添付して提出するものとする。

(1) 建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書の正本1通及び副本1通

(2) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3に規定する書類

（計画通知）

第7条 市長は、計画通知取扱申請書を受理したときは、建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物エネルギー消費性能向上計画通知書（様式第2号）を添付し建築主事に通知するものとする。

（構造計算適合性判定又は構造計算適合性判定に準じた審査の実施等）

第8条 市長は、前条の規定により通知した建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物に構造計算適合性判定（建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定をいう。以下同じ。）を要する建築物が含まれている場合は、申請者に構造計算適合性判定又は構造計算適合性判定に準じた審査を行うよう求めるものとする。

2 申請者は、構造計算適合性判定を受けた場合は建築基準法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書又はその写しを、構造計算適合性判定に準じた審査を受けた場合はその結果（以下これらを「審査結果通知書」という。）を市長に提出するものとする。

3 市長は、審査結果通知書を受理した場合は、前条の規定による通知に審査結果通知書を添付するものとする。

（適合するかどうかを決定することができない旨の通知）

第9条 市長は、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に規定する基準に適合するかどうかを決定することができない場合（第6条の規定による申出を受けた場合にあっては、法第35条第4項の規定により準用する建築基準法第18条第14項の規定による建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨の通知書の交付を受けたときを含む。）は、適合するかどうかを決定することができない旨の通知書（様式第3号）により申請者へ通知するものとする。

（認定しない旨の通知）

第10条 市長は、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1

項各号に規定する基準に適合しないと認めた場合（第6条の規定による申出を受けた場合にあっては、法第35条第4項の規定により準用する建築基準法第18条第14項の規定による建築基準関係規定に適合しない旨の通知書の交付を受けたときを含む。）は、認定しない旨の通知書（様式第4号）により申請者へ通知するものとする。

（計画変更届）

第11条 認定建築主（法第36条第1項に規定する認定建築主をいう。以下同じ。）は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画（法第35条第1項の規定による認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。）の変更（省令第26条に規定する軽微な変更に限る。）をする場合は、当該変更に係る工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能向上計画変更届（様式第5号）の正本1通及び副本1通に当該変更に係る図書を添えて市長に提出するものとする。

（申請の取下げ）

第12条 法第34条第1項又は第36条第1項の規定による認定の申請をした者が当該申請を取り下げる場合は、建築物エネルギー消費性能向上計画認定等申請取下届（様式第6号）の正本1通及び副本1通を市長に提出するものとする。

2 前項の場合において、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

（建築工事完了報告書）

第13条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の建築工事を完了したときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（様式第7号。次項において「報告書」という。）により、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って工事が行われた旨を市長に報告するものとする。

2 報告書には、建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項の規定による確認済証を受けた場合は、同法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写しを添付するものとし、必要に応じ工事写真を添付するものとする。

（認定建築主変更等届）

第14条 認定建築主の一般承継人又は認定建築主から認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の所有権その他の建築及び維持保全に必要な権限を取得

した者は、認定建築主変更等届（様式第8号）の正本1通及び副本1通を市長に提出するものとする。

（報告の徴収）

第15条 法第37条の規定により報告を求める場合は、報告を求める旨の通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（改善命令）

第16条 法第38条の規定による命令は、改善命令書（様式第10号）により行うものとする。

（建築の取りやめ）

第17条 認定建築主が認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築を取りやめる場合は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築取りやめ申出書（様式第11号）に、省令第25条第1項に規定する通知書を添付して市長に申し出るものとする。

（認定の取消し）

第18条 法第39条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消しの通知は、建築物エネルギー消費性能向上計画認定取消通知書（様式第12号）により行うものとする。

### 第3章 建築物のエネルギー消費性能に係る認定等

（基準適合が確認できる書類）

第19条 法第41条第1項の規定による認定の申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していることについて確認できる書類は、次に掲げるものとする。

- （1）第3条第1項各号に掲げる機関が交付する適合証
- （2）省令第25条第1項に規定する通知書
- （3）都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に規定する認定の通知書
- （4）住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（次条において「建設住宅性能評価書」という。）であって、日本住宅性能表示基準別表1の5の項に規定する断熱等性能等級が4であり、かつ、同項に規定する一次エネルギー消費量等級が4又は5であるもの。ただし、法の施行の際現に存する建築物の住宅部分にあっては、日本住宅性能表示基準別表1の5の項

に規定する一次エネルギー消費量等級が3、4又は5である場合に適合することを確認できるものとする。

(5) 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書

(市長が必要と認める図書)

第20条 省令第30条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 適合証により審査を受ける場合にあつては、その適合証

(2) 省令第25条第1項に規定する通知書により審査を受ける場合にあつては、その写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し

(3) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に規定する認定の通知書により審査を受ける場合にあつては、その写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し

(4) 建設住宅性能評価書により審査を受ける場合にあつては、その写し

(5) 前条第5号の評価書により審査を受ける場合にあつては、その写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し

(適合するかどうかを決定することができない旨の通知)

第21条 市長は、申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができない場合は、適合するかどうかを決定することができない旨の通知書(様式第13号)により申請者へ通知するものとする。

(認定しない旨の通知)

第22条 市長は、申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないと認めた場合は、認定しない旨の通知書(様式第14号)により申請者へ通知するものとする。

(建築物のエネルギー消費性能に係る基準適合認定建築物の建築主変更等届)

第23条 基準適合認定建築物(法第41条第3項に規定する基準適合認定建築物をいう。以下同じ。)の建築主の一般承継人又は基準適合認定建築物の建築主から当該基準適合認定建築物の所有権その他の建築及び維持保全に必要な権限を取得した者は、建築物のエネルギー消費性能に係る基準適合認定建築物の建築主変更等届(様

式第15号)の正本1通及び副本1通を市長に提出するものとする。

(認定の取消し)

第24条 法第42条の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の取消しの通知は、建築物のエネルギー消費性能に係る基準適合認定建築物の認定取消通知書(様式第16号)により行うものとする。

(報告の徴収)

第25条 法第43条の規定による報告を求める場合は、報告を求める旨の通知書(様式第17号)により通知するものとする。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年5月6日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。